

議案第 30 号

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の改正について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

前橋市保健所関係使用料及び手数料条例（平成 20 年前橋市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号から第 32 号までを次のように改める。

(1) 食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令（昭和 28 年政令第 229 号）第 35 条の規定による飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業審査 手数料	ア 常設のもの 1 件につき 16,000 円 イ 仮設のもの 1 件につき 8,000 円
(2) 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定による調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業の許可の申請に対する審査	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業審査手数料	1 件につき 9,600 円
(3) 食品衛生法第 55 条第 1 項及び食品衛生法施行令第 35 条の規定による食肉販売業の許	食肉販売業審査 手数料	1 件につき 11,000 円

可の申請に対する審査		
(4) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業審査手数料	1件につき11,000円
(5) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による魚介類競り売り営業の許可の申請に対する審査	魚介類競り売り営業審査手数料	1件につき21,000円
(6) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業審査手数料	1件につき9,600円
(7) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業審査手数料	1件につき21,000円
(8) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業審査手数料	1件につき21,000円
(9) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業審査手数料	1件につき21,000円
(10) 食品衛生法第55	食品の放射線照	1件につき21,000円

条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	射業審査手数料	
(11) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による菓子製造業の許可の申請に対する審査	菓子製造業審査手数料	1件につき14,000円
(12) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業審査手数料	1件につき14,000円
(13) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業審査手数料	1件につき21,000円
(14) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業審査手数料	1件につき21,000円
(15) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業審査手数料	1件につき21,000円

<p>(16) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による水産製品製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>水産製品製造業 審査手数料</p>	<p>1件につき16,000円</p>
<p>(17) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による氷雪製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>氷雪製造業審査 手数料</p>	<p>1件につき21,000円</p>
<p>(18) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による液卵製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>液卵製造業審査 手数料</p>	<p>1件につき16,000円</p>
<p>(19) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食用油脂製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>食用油脂製造業 審査手数料</p>	<p>1件につき21,000円</p>
<p>(20) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるみそ又はしょうゆ製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>みそ又はしょう ゆ製造業審査手 数料</p>	<p>1件につき16,000円</p>
<p>(21) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による酒類製造業の許可の申請に対する審査</p>	<p>酒類製造業審査 手数料</p>	<p>1件につき16,000円</p>

査		
(22) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による豆腐製造業の許可の申請に対する審査	豆腐製造業審査手数料	1件につき14,000円
(23) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業審査手数料	1件につき14,000円
(24) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による麺類製造業の許可の申請に対する審査	麺類製造業審査手数料	1件につき14,000円
(25) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定によるそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業審査手数料	1件につき21,000円
(26) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による複合型そうざい製造業の許可の申請に対する審査	複合型そうざい製造業審査手数料	1件につき30,000円
(27) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による冷凍食品製造	冷凍食品製造業審査手数料	1件につき21,000円

業の許可の申請に対する審査		
(28) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による複合型冷凍食品製造業の許可の申請に対する審査	複合型冷凍食品製造業審査手数料	1件につき30,000円
(29) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による漬物製造業の許可の申請に対する審査	漬物製造業審査手数料	1件につき14,000円
(30) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による密封包装食品製造業の許可の申請に対する審査	密封包装食品製造業審査手数料	1件につき21,000円
(31) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による食品の小分け業の許可の申請に対する審査	食品の小分け業審査手数料	1件につき16,000円
(32) 食品衛生法第55条第1項及び食品衛生法施行令第35条の規定による添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業審査手数料	1件につき21,000円

別表中第33号から第37号までを削り、第38号を第33号とし、第39号から第108号までを5号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和3年6月1日から施行する。